

邑南町ゼロカーボンシティ促進事業プロポーザル参加表明者からの質問に対する回答

	議事	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> 実施要領等において、事業体設立までの期間は示されておりませんが、協定書の有効期間は令和4年3月31日とあります。基本、年度内の設立を目指すこととなると思いますが、検討を進めていく中で、令和4年度まで時間を要するとなった場合、引き続き検討することも可能でしょうか。 	<p>事業体設立までの時期について、協定書（案）に示すとおりで、年度内を想定した公募を行っています。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 事業体設立に向けて進めていく中で、貴町との協議あるいは議会議決等、段階を踏んでいく必要があると認識しています。 令和3年度において、踏まえておくべき貴町のイベント（議会等）のスケジュールがあればご教示ください。 	<p>設立に向けた協議は、選定された事業受託者と随時行ってまいります。議会については、通常6月、9月、12月、3月に開会されます。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> 本公募にあたって、業務委託費は、事業体設立後に事業体により精算するとあります。また、仮に貴町との調整等により、事業体の設立が年度内に難しいあるいは設立不可となった場合、協定書に記載のとおり、経費負担等は一切請求しないこととなっております。 一方、事業体の設立不可等となった場合、調査結果等の作成物の帰属は、貴町あるいは事業受託者のどちらになるでしょうか。 	<p>成果物の帰属は、本町となります。</p>
4	<p>新型コロナウイルス感染症対策のため、対面での打合せが難しい場合も想定されますが、できるだけ多くの打合せの機会をとるため、リモート会議の活用も可能でしょうか。</p>	<p>リモートでの会議も対応可能です。</p>